

別記様式第2号(第12条関係)

## 文書質問答弁書

回答日:平成23年8月31日  
担当部局:上下水道局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

- 一、平成十二年九月の東海豪雨時における十四川溢水及び水害訴訟についてと、七月二十二日と八月五日の答弁書に対する再質問。  
質問対して的確にお答えください。

### 【質問1】

本年の6月議会で、「十四川は上流にネック箇所で流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えるが、「河川の計算でいけば、川から溢れる、溢れないというのは出ます。」と答えていますが、河川計画(河川の計算)では、十四川は東海豪雨当日に樋門を開けていてもあふれますか。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。

### 【答弁1】

十四川調整池事業における河川計画(河川の計算)は、流域に72.8mmの雨が降ったものと仮定して計算したものであり、東海豪雨当日と同条件の120.5mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開けていた場合の計算を行ったものではありません。

### 【質問2】

東海豪雨当日、十四川の未改修の近鉄橋梁より上流のネック箇所では溢水してないのに、改修済みのJRより下流の樋門付近で溢水したとすれば、樋門を開扉していても、十四川のネック箇所は樋門ということになるが、それで正しいですかお尋ねします。

【答弁2】

十四川調整池事業におけるネック箇所は北星高校付近と考えています。

【質問3】

「十四川は北星高校付近がネック箇所と考えている」と答えられましたが、東海豪雨当日は北星高校付近（ネック箇所）で溢れなかったのに、なぜ当日樋門を開いていても、十四川はJRより下流で溢れるのですかお尋ねします。裁判所の判断ではなく河川水理工学の考え方を教えてください。

【答弁3】

前述のように、十四川調整池事業における河川計画（河川の計算）は、流域に72.8 mmの雨が降ったものと仮定して計算したものであり、東海豪雨当日と同条件の120.5 mmの雨が降ったものと仮定したうえで、十四川の樋門を開いていた場合の計算を行っておりません。

【質問4】

国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思いますが、いかがお考えですか、お答えください。何度も同じ質もをさせないで下さい。

【答弁4】

ご指摘の裁判では、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、関係法令に従って最高裁判所で適正に判決が確定したものであります。

【質問5】

平成15年12月議会で、塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）が、「十四川は上流にネック箇所です。下流には流れていきません。」と答えたのは、「十四川に関する一般的認識を示した」と答えたが、井上市長及び上下水道局は十四川の河川管理の責任者の認識とは反対の主張を裁判所で示した。このことが裁判所で嘘をついたことになると思いますがいかがお考えですか、お答えください。

【答弁5】

小川議員は、平成15年12月議会における当時の都市整備部長の「ネック箇所を流れる水の量しかポンプ場の方へは流れていかない」との答弁にかかる議事録を裁判所へ証拠書類（甲17号証）として提出しております。

一方、市は、平成12年9月11日の集中豪雨による富田地区の詳細な浸水現象の当日の再現（乙16号証）や十四川の水門を開いていた場合の富田地区の浸水状況予測（乙17号証）などを証拠書類として提出して溢水被害の状況を説明しております。

裁判所は、こうした証拠書類を十分吟味して判決に至っているものであると理解をしています。

【質問6】

「十四川は上流にネック箇所を流れる水しか下流には流れていかない。」という、「十四川に関する一般的認識」は河川計画（河川の計算）に基づく認識ではないのですか、お尋ねいたします。

【答弁6】

平成15年12月議会で、当時の都市整備部長が「十四川は上流にネック箇所を流れる水しか下流には流れていかない。」と発言したのは、十四川調整池事業にかかる河川計画に基づく一般的認識を示したものです。

【質問7】

井上市長及び上下水道局は、水理工学の専門知識のない裁判官に「十四川に関する一般的認識」と反対のことを主張して裁判所の判断を誤らした。平成二十一年九月定例議会の決算常任委員会で。当時の後藤都市整備部長は、「あの日は溢れませんが」という答えですわ。「河川計画上、水門を開いたら、東海豪雨当日は溢れませんが」ということが、都市整備部長の答えだったものですから、それは裁判所の考えとは違うわけですから、附帯決議をつけて、その辺はきちっと調査をし直せと、議会は附帯決議をつけました。付帯決議を受けて都市整備部は、中部大学の工学部の建設工学科の松尾直規教授に調査依頼いたしました。その調査結果が、この十四川の調整池の整備計画検討業務報告書というものです。伊藤都市整備部長は平成二十三年六月議会で「この報告では水門が開いていれば河川計画上は溢れないという結論が導かれている」と答えている。このことは「東海豪雨当日樋門を開いていても十四川は溢れる」とい

う裁判所の判断が間違えていると本市の河川管理の責任者が答えた。上下水道局は裁判所や市民を騙したことを認め裁判所や市民に謝罪するべきと考えるがいかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

【答弁7】

調整池の整備検討業務報告書は、十四川河川整備計画の妥当性について検証したもので、10年確率(72.8 mm)で計算されており、降雨条件が東海豪雨当日と同条件(降雨量 120.5 mm)での検討をしているものではなく、従いまして、都市整備部長の平成23年6月議会の答弁は、裁判所の判断に言及したものではありません。

【質問8】

市として正しいと判断して提出した証拠書類(乙17号証)についても、「日本上下水道設計株式会社よる乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」とはんだんされています。と回答するが、証拠書類(乙17号証)の十四川縦断面図は「ネック箇所(北勢実業高校付近)で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる(約10 m<sup>3</sup>/秒)がそのこぼれ落ちた水をこぼれないことにして(水増しして)と計算している。」ということをも日本上下水道設計株式会社(乙17号証の作成者)の技術者も私の追及で認めたとし、本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の技術部(乙17号証の作成依頼者)市長の前で認めたとはいないか。また、この乙16号証乙17号証は北消防署に降った雨量を基に計算されているが、塚田上下水道事業管理者は平成十五年十二月定例議会で当時の都市整備部長として「四日市高校付近で水が漏れなかったのは十四川流域では北消防署に降ったほどの雨量は降らなかった」と答えている。また、後藤前都市整備部長は田中市長の前でも乙16号証、乙17号証は水が多く流れすぎて間違えていると認め、塚田上下水道事業管理者に作り直すよう進言したではないか。間違えた証拠書類を正しいものに作り直して裁判所に提出し直して裁判所の判断を仰ぐべきだと思いたすがいかがお考えかお尋ねいたします。

【答弁8】

市としても正しいと判断して提出した証拠書類(乙17号証)についても、「日本上下水道設計株式会社による乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と裁判所で判断されています。

また、十四川上流域（大矢知地区）の降雨量についても、「北消防署降雨データを大矢知地区の降雨量とすることが不合理とはいえず」と同様に判断されています。

この裁判は、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであり、再度、証拠書類を作成し直す理由はないものと理解しています。

#### 【質問9】

後藤前都市整備部長の発言は「10年確率の72.8mmの雨では十四川はJRから下流では溢水しない」と言ったのではない。改修済みのJRから下流の雨量強度は10年確率の時間当たり61.5mm（計画高水流量19.0 m<sup>3</sup>/秒＝等流計算）であるのでネック箇所が上流になれば、10年確率の72.8mm（高水流量20.6440 m<sup>3</sup>/秒＝不等流計算）の雨では溢れる可能性がある。後藤前都市整備部長が言うのは「未改修で2年確率の雨にしか対応できないネック箇所がJRより上流にあるから、ネック箇所より下流にはネック箇所です流れる水量（2年確率の雨量＝計画高水流量9.7 m<sup>3</sup>/秒＝等流計算）しか流れないので、水門を開いておれば十四川は改修済みのJRから下流では溢れない。上下水道局の職員でも推理計算のできる人なら、こうしたことはわかる」と言った。塚田上下水道事業管理者（当時都市整備部長）が「十四川は上流にネック箇所です流れる水しか下流には流れていかない。」と答えたのと同じであり、水理計算のできる人の「十四川に関する一般的認識であり」そのことを十年以上も黙っていたこと（井上市長や上下水道局の嘘の説明を見て見ぬ振りをしたこと）を反省したことである。裁判所の判断ではなく上下水道局の水理計算のできる人でネック箇所がJRより上流にあるにもかかわらず水門を開いておいても十四川はJRから下流では溢れるという人がいるならなぜ溢れるか教えて下さい。

#### 【答弁9】

平成15年12月議会で、当時の都市整備部長の「十四川は上流にネック箇所です流れる水しか下流には流れていかない。」との発言は、本議会議事録に収められており、これら証拠書類を含めて審理をつくされた結果、確定判決において「乙17で予測するとおり樋門が同日開扉されていたとしても十四川の溢水を回避することはできず、その結果富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる」と判断されていることから、裁判のなかで説明は尽くされているものと考えます。

【質問10】

上下水道局も認める実際より水増しされた乙16号証、乙17号証の浸水シミュレーションは、内水氾濫と十四川の溢水による水とを合わせた浸水シミュレーションであり、その結果善管注意違反のなかった場合は善管注意違反のあった場合より、富田地区の10cm以上に浸水区域が半減する善管注意違反による床下浸水・床上浸水がなくなっているのが明確に判明している。再調査しないならその住民に人災による浸水被害だったことを認めて謝罪するべきと考えますがいかがお考えですかお尋ねいたします。浸水がどこからの水であるかは関係ない浸水被害がなくなっていることが明らかである。ありのままを正直にお答えください。

【答弁10】

東海豪雨による被害については、被災後すぐに被害状況調査を実施させていただき、既に被災者の皆様にご心からお見舞いを申し上げたものです。

確定判決においては、議員の主張をはじめとして各種の証拠も含めて審理が尽くされ、「補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件(ポンプ場の災害復旧費等の)支出を行った事実との間に因果関係を認めることはできない」と判断されています。

したがって、法的に因果関係のないものについて謝罪するものにはならないと考えます。

【質問11】

民事訴訟法では判決主文に理由の説明のない判決は違法とある。

ポンプの故障した水位は3.2mであるのに上下水道局も認める実際より水増しされた乙16号証、乙17号証の最高水位は3m未満であるのになぜポンプが故障したのか説明せずにポンプ復旧費用の請求を却下したのは違法である。上下水道局は裁判の違法であることを正すべきである。その結果ポンプ復旧費用約200万円が返還されますが放棄するつもりですか、お尋ねいたします。背任行為になるのと違いますか、お尋ねいたします。

【質問12】

過去にもいくつか最高裁判所の判決が覆されたことが有ります。

判決は間違えていても守らなければならないが、間違えた判決は直すことがで

きると思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

【答弁11及び答弁12】

本件判決は司法制度のもと最高裁判所まで上告のうえ適正に判決が確定したものであると理解します。

【質問13】

裁判所が樋門を開いていても樋門付近で溢れると判断したのに、塚田上下水道下水道事業管理者は都市整備部長時代に、なぜ裁判所の判断を無視して樋門を開けていればネック箇所より下流では溢れないと調整池の事業を強行したのですか、お尋ねいたします。

【答弁13】

裁判所での判決は当時の降雨状況（1時間当り120.5mm）のもと、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであります。

一方、調整池事業は10年確率の雨量データ（1時間当り72.8mm）をもとに、その能力に応じた流量を流したときに河川の中の水位がどうなるかを表し、ここで溢れないように流量を調整するために、その上流で一時的に水を貯めるように計画したものであります。

双方の条件設定や計算手法は異なっており、関連しないものとなっているが、いずれも正しいものとして事業を進めたものです。

【質問14】

私が篠原都市整備部長（平成十五年当時）に依頼して、アオイテックが作成し、裁判所に提出した資料（甲24号証）は、10年確率（時間当たり72.8mm）の降雨量データにより、十四川の流量計算を行ったのではない。十四川のネック箇所での最大流量（堤防より越水しない最大流量）を量ったもので、降雨量を量ったものではない。資料（甲24号証）によるとネック箇所での最大流量は、16.143 m<sup>3</sup>/秒（不等流計算）であり、ポンプ場への最大流量は17.184 m<sup>3</sup>/秒（不等流計算）であり、樋門が開いていけば流れていき（JRより下流の計画高水流量19.0 m<sup>3</sup>/秒＝等流計算）溢れないことが分かる。調整池の流量計算と降雨量の計算は、ネック箇所ですて防より30センチメートル下の高さを計画高水流量の水位として、計画高水流量を14.053 m<sup>3</sup>/秒（不等流計算）と求め、時

間当たり 72.8mm の雨を、十四川流域に降らした解析モデルを作り、ネック箇所は計算上（途中で溢れずに流れてくるとして）の高水流量を 20.644 m<sup>3</sup>/秒（不等流計算）と求めた。その差を 20.644 m<sup>3</sup>/秒 - 14.053 m<sup>3</sup>/秒 = 6.591 m<sup>3</sup>/秒と求め、その水量を調整池に流入させるようにしたものである。このことから時間当たり 72.8mm の雨が十四川流域に降ればネック箇所当然に溢れる。当日はネック箇所溢れなかったのが分かる。おそらく最高でも時間当たり 60mm 以下の雨だったと推測できる。上下水道局は時間当たり 120mm の雨と時間当たり 72.8mm の雨とはケースが違うというために、時間当たり 72.8mm の雨を強調しているが、時間当たり 120mm の雨でも、時間当たり 72.8mm の雨でもネック箇所から流れる水量は同じであり、樋門まで流れる水量も川の上に降った雨の差分しか変わらない。裁判所はネック箇所溢れたと認定したが、実際は溢れなかったのだから真実を追求する立場から上下水道局は裁判所の間違いを指摘するべきではないかお尋ねいたします。

【答弁14】

議員が裁判所へ証拠書類（甲 24 号証）として提出されている資料についても裁判所で吟味されたうえで判断がなされているものと理解しています。

【質問15】

篠原元都市整備部次長は、井上市長や当時の下水道部の嘘の説明を正すために予算特別委員会でも「樋門が開いていれば溢れない」と答え、それを証明するための資料作りに一肌脱いでくれた。また、後藤前都市整備部長は、平成 13 年の東海道ウォークの打ち上げ時に、樋門が開いていれば溢れないと教えてくれ、予算特別委員会や決算常任委員会、本会議や田中市長の前でも、その発言は変えなかった。それに比べると塚田上下水道事業管理者は、今の地位に就くためか途中から、井上市長に魂を売り渡した。間違いと誤りを認めて市民のため真人間に戻るつもりはないのですか、お尋ねします。

【答弁15】

ご指摘の市議会における関係部長等の発言については十四川調整池事業に関するものについて答弁したものと理解します。

従いまして、本件裁判に関する上下水道事業管理者の発言についても都市整備部長であった当時の発言内容を変更しているものではありません。